介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方 並びに 当法人における賃金改善実施案

1. 基本的考え方(厚労省通知)

2019 年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算(介護職員処遇改善交付金)に加え、介護職員等特定処遇改善加算(以下、特定加算)を創設することとし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとしたものである。

- 2. 賃金改善の対象となるグループ(配分対象職員の分類:厚労省通知)
 - a 経験・技能のある介護職員
 - ◎ 介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者
 - ◎ 所属する法人等における<u>勤務年数 10 年以上の介護職員を基本</u>としつつ他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする。
 - ※ 今のところ、<u>経験・技能を有する介護職員と認められる者</u>の判断基準に、 現行の資格等級あるいは職能資格制度の適用は考えていません。
 - ※ 当法人では、<u>介護福祉士(免許証を提出した翌月)で勤務年数8年以上</u> の者(入職後9年目の月)を対象としたい。
 - b 他の介護職員
 - ◎ 経験・技能のある介護職員(2-a)を除く介護職員をいう。
 - c その他の職種
 - ◎ 介護職員(2-a・2-b)以外の職員をいう。
 - ※ 当法人では、宿直職員を除く介護職員 (2-a・2-b) 以外の全ての職員を 対象としたい。
- 3. 特定加算の配分比率(厚労省通知)

経験・技能のある介護職員 ≧ 他の介護職員 ≧ その他の職種 4 ≥ 2 ≥ 1

- ◎ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、①賃金改善の見込額が月額平均8万円以上あるいは②賃金改善の見込額が年額440万円以上であること。
- ※ 当法人では、②賃金改善の見込額が年額440万円以上を適用したい。

4. 当法人の配分例(厚労省の通知を基に試算)

(例) 経験・技能のある介護職員 = 介護福祉士 + レストフルヴィレッジ経験8年以上

月額特定加算額 = 50万円(特養利用者数により毎月変動あり)

常勤換算職員数 = 令和元年8月現在の職員数により試算

	介護福祉士 経験8年以上	他の介護職員	その他の職種	計
配分比率	4	2	1	7
当該常勤換算職員数	7. 1	27. 7	11. 9	46. 7
配分係数	28. 4	55. 4	11. 9	95. 7
総月額改善額	148, 380	289, 446	62, 173	500, 000
1人当たり月額改善額	20, 899	10, 449	<u>5, 225</u>	
1人当たり年額改善額	250, 784	125, 392	62, 696	
総年額改善額	1, 780, 564	3, 473, 354	746, 082	6, 000, 000

- 1) 月額の特定加算額は特養の利用者数により変動するため、1 人当りの改善額も毎月変動する。
- 2) 職員数は入退職に伴い変化するので、配分係数も毎月変動する。
- 3) 経年により、経験・技能のある介護職員が増員し、配分係数も変動する。
- 4) 給与の昇給により、法定福利費の増額が個人によって異なる現象が生じる。
- ※ 上記の毎月の混乱を避けるため、特定加算支給額は概算で固定支給し、従来の 処遇改善金の年度末調整とともに<u>特定加算支給額も年度末調整</u>し、余剰金が生 じた場合は<u>一時金として配分・支給</u>します。
- ※ 以上の結果より、毎月の特定加算の概算支給額を下記の通り設定しますので、 ご理解をいただきたいと思います。

(正職員) 経験・技能のある介護職員 = 20,000 円/月-法定福利費 = 17,000 円

他の介護職員 = 10,000 円/月-法定福利費 = 8,500 円

その他の職種 = 5,000 円/月-法定福利費 = 4,250 円

(非常勤職員)上記支給金額÷172 時間×勤務時間数-法定福利費

※ 本制度は今年度 10 月より適用されるため、皆さんの給与に反映されるのは 12 月支給の給与からとなります。よろしく、お願いいたします。

令和元年9月

社会福祉法人宝珠会 理事長 内藤 和か子レストフルヴィレッジ 施設長 神内擴行